

2021年11月

お客さま各位

高山信用金庫

預金残高1万円以下の口座解約手続きにおける「印鑑レス」等の取扱い開始について

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、個人および個人事業主のお客さまが預金口座を解約する場合において、顔写真付の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）のご提示など、一定の条件を満たす場合に届出印の押印を不要（印鑑レス）とする取扱い、および通帳またはキャッシュカードの喪失届の提出を不要とする取扱いを開始し、本取扱いを開始することに伴い預金規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 取扱開始日

2021年12月20日（月）

2. 対象となるお客様

個人および個人事業主のお客さま

3. 対象となる預金口座

普通預金（無利息型、総合口座通帳で担保定期無しを含む）・貯蓄預金・納税準備預金

※残高1万円以下の口座に限ります。

4. お手続きに必要なもの

- ・通帳（喪失していない場合）
- ・キャッシュカード（発行されている場合で喪失していない場合）
- ・顔写真付の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

5. 預金規定の改定

(1) 改定日

2021年12月20日（月）

(2) 改定する預金規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定

総合口座規定

(3) 改定内容

①普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定

改定後	改定前
<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに提出してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) ~ (8) 省略</p>	<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (6) 省略</p>

②総合口座規定

改定後	改定前
<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の通帳とともに提出してください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。</p> <p>(2) <u>前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) ~ (5) 省略</p>	<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、<u>別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (3) 省略</p>